

令和元年教育委員会第5回臨時会会議録

開会日時 令和元年5月27日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 11時32分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 塩澤雄一
同職務代理者 塚本 亨
委 員 望月京子
委 員 日高芳一
委 員 齋藤初夫
委 員 大里豊子

議場出席委員

・教育次長	安井喜一郎	・学校教育担当部長	杉立 敏也
・教育総務課長	鈴木 雄祐	・学校施設課長	秋元 高志
・学校施設整備担当課長	杉谷 洋一	・学務課長	神長 康夫
・指導室長	加藤 憲司	・学校教育支援担当課長	山岸 健司
・統括指導主事	木村 文彦	・統括指導主事	大川 千章
・地域教育課長	山崎 淳	・放課後支援課長	生井沢良範
・生涯学習課長	加納 清幸	・生涯スポーツ課長	南部 剛
・中央図書館長	尾形 保男		

書 記

・教育企画係長 富澤 章文

開会宣言 教育長 塩澤雄一 午前 10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 塩澤雄一 委員 塚本 亨 委員 望月京子
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開会時刻 10時00分

○教育長 それでは、おはようございます。出席委員は定足数に達しておりますので、ただいまより令和元年教育委員会第5回臨時会を開会いたします。

本日の議事録署名人は私に加え、塚本委員と望月委員にお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、議事に入ります。本日は議案等が8件、報告事項等が10件でございます。

それでは、議案第23号「葛飾区立上平井中学校外壁改修（塗装）その他工事請負契約締結に関する意見聴取」について、申し上げます。

学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 それでは議案第23号「葛飾区立上平井中学校外壁改修（塗装）その他工事請負契約締結に関する意見聴取」についてご説明をさせていただきます。

まず提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、区長から意見を求められましたので、本案を提出するものでございます。

この規定につきましては予算、条例など議会の議決を諮る議案については、教育委員会の意見を得るものとするというものがございます。なお、この提案理由につきましては、本議案から議案第30号まで共通でございますので、この後の説明の中では省略させていただきます。

本案につきまして、別添の契約締結案について、異議のない旨を区長に回答したいと考えてございます。

それでは、契約締結案をご説明いたしますので、1枚、おめくりください。こちらが契約締結案でございます。中央の記書き以下、1、工事件名は「葛飾区立上平井中学校外壁改修（塗装）その他工事」でございます。2の改修箇所は葛飾区東新小岩四丁目2番1号。4の契約金額は2億740万5,000円でございます。5の契約相手は葛飾区東四つ木二丁目10番15号、近藤建装工業株式会社でございます。6の工期は契約締結日の翌日から令和2年3月13日まででございます。

裏面をご覧ください。参考としまして、工事の概要を記載してございます。外壁塗装改修工事、こちらの塗装改修の面積が7,250平方メートル。防水改修工事、こちらの改修面積が1,982平方メートル。石綿除去工事、こちらの除去面積が2,576平方メートルでございます。この石綿除去工事につきましては体育館の外壁が該当しております。

次のページをご覧ください。ホッチキスどめをしている資料の1ページ目でございます。葛飾区立上平井中学校外壁改修（塗装）その他工事請負契約締結についての資料でございます。

1の理由でございます。上平井中学校につきましては、葛飾区区有建築物保全工事計画により、保全改修が必要な時期の対象建築物となっております。このため、本改修工事を行うものでございます。

2の契約相手、3の契約金額は先ほどご説明させていただいたとおりでございます、4番目の工事規模でございます。まず学校の敷地面積です。1万1,004平方メートルでございます。施設の用途は中学校。構造は校舎及び体育館ともに地上4階建て、鉄筋コンクリート造でございます。建築面積、こちらは校舎棟が1,387平方メートル、体育館棟が1,171平方メートル。延べ面積は校舎棟が5,286平方メートル、体育館棟が1,514平方メートルでございます。5の工事概要、6の工期につきましては先ほどご説明させていただいたとおりでございますが、工事概要のその他工事、こちらにつきましては手すりやピラー、それから配管などそちらの塗装工事が該当いたします。

もう1枚、おめくりください。こちらが工事箇所の案内図でございます。中央の斜線がかかった部分、こちらが上平井中学校の校舎及び体育館棟を示しております。お手数ですが、もう1枚おめくりください。こちらが上平井中学校の配置図でございます。校舎棟及び右下の体育館が今回の工事の対象建物でございます。武道場につきましては、平成24年に建築されたものですので、まだ新しいため、今回の対象外となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○教育長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明について、何かご質問等ございますか。

塚本委員。

○塚本委員 1点だけ、よろしいでしょうか。今、ご説明いただいた点の全てに関してよろしいかと思うのですが、気になりますのが特に工事概要の中で石綿の除去工事というのはやはり非常に近隣住民の方、その除去に際しての防塵というのでしょうか。アスベスト被害というのは風評になりがちなので、十分、管理会社のほうにご示唆いただいて、管理していただくようお願いでございます。

以上です。

○教育長 お願いということですね。よろしく申し上げます。そのほかいかがですか。よろしいですか。

それでは特に、ご質問等もないようですので、お諮りいたします。議案第23号について原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第23号については原案のとおり可決といたします。

次に議案の審議ですけれども、議案第24号から26号については関連のある議案となっておりますので、一括して上程したいと思います。それでは議案第24号「葛飾区立本田中学校電気設備(増築及び改修)工事請負契約締結に関する意見聴取」、議案第25号「葛飾区立本田中学校給排水衛生設備(増築及び改修)工事請負契約締結に関する意見聴取」及び議案第26号「葛

飾区立本田中学校空調設備（増築及び改修）工事請負契約締結に関する意見聴取」を一括して上程いたします。それではお願いします。

学校施設整備担当課長。

○**学校施設整備担当課長** それでは議案第 24 号「葛飾区立本田中学校電気設備（増築及び改修）工事請負契約締結に関する意見聴取」についてご説明いたします。

別添の契約締結案について、異議のない旨を区長に回答したいと考えています。

1 枚、おめくりください。契約締結案です。内容につきましては、添付させていただいた参考資料により、説明させていただきますので、もう 1 枚おめくりいただき、参考資料をご覧ください。本件につきましては、改築を進めている本田中学校について、電気設備工事請負契約を下記のとおり行うものでございます。

1 の工事件名は「葛飾区立本田中学校電気設備（増築及び改修）工事」でございます。2 の工事箇所は葛飾区東立石四丁目 7 番 1 号。契約金額は 2 億 7,549 万 3,900 円でございます。契約の相手方は葛飾区東新小岩八丁目 40 番 1 号、テクノ・KHY 建設共同企業体で、構成員は株式会社テクノサイジング。こちらは代表者となります。その他の構成員は葛飾区西新小岩三丁目 14 番 23 号、有限会社 KHY テクノでございます。

工期は契約締結日の翌日から令和 2 年 11 月 13 日まででございます。参考に工事の概要を記載いたしました。

本件の説明は以上でございます。

引き続きまして、議案第 25 号「葛飾区立本田中学校給排水衛生設備（増築及び改修）工事請負契約締結に関する意見聴取」についてご説明いたします。

別添の契約締結案について、異議のない旨を区長に回答したいと考えております。

参考資料により説明をさせていただきますので、恐れ入りますが 2 枚おめくりいただいて、参考資料のほうをご覧ください。改築を進めている本田中学校について、給排水衛生設備工事請負契約を下記のとおり行うものでございます。

1 の工事件名は「葛飾区立本田中学校給排水衛生設備（増築及び改修）工事」でございます。契約金額は 1 億 7,358 万円。契約の相手方は葛飾区南水元一丁目 5 番 6 号、有限会社木村工業所。工期は契約締結の翌日から令和 2 年 10 月 15 日まででございます。

参考に工事の概要を記載いたしました。

本件の説明は以上です。

引き続きまして、議案第 26 号「葛飾区立本田中学校空調設備（増築及び改修）工事請負契約締結に関する意見聴取」についてご説明いたします。

別件の契約締結案について異議のない旨を区長に回答したいと考えております。

2 枚おめくりいただいて、参考資料のほうをご覧ください。同様に改築を進めている本田中

学校について、空調設備工事請負契約を下記のとおり行うものでございます。

1の工事件名は「葛飾区立本田中学校空調設備（増築及び改修）工事」でございます。4の契約金額は2億1,883万4,000円。契約の相手方は江戸川区松島三丁目29番12号、東京セントラルエアコン株式会社。工期は契約締結日の翌日から令和2年10月15日まででございます。

参考に工事の概要を記載いたしました。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○**教育長** それでは、何かこの件についてご質問等ありますでしょうか。三つの議案、どこからでも結構です。

齋藤委員。

○**齋藤委員** この三つの契約の仕方なのですけれども、一つ目の電気設備はジョイントになっていますよね。それで給排水は1社になっていると。で、空調のところは代理人という形になっているのですけれども、この辺の違いというか、どういうことで違いになっているのか、契約の仕方、指名のあり方みたいなものを三つについてお願したいと思います。

○**教育長** 相手方ですね。

学校施設整備担当課長。

○**学校施設整備担当課長** 本件、3件の入札ですが、施工能力審査型総合評価一般競争入札ということになっておりまして、入札の方法につきましてはこの考え方に基きまして、契約管財課で入札手続をしたところでございます。その違いについては私のほうでは、申し訳ございません、現在はわからない状況でございますが、電気設備につきましては、JV3社の入札でございまして、給排水については4社の入札。そして空調設備につきましては3社の入札というような状況のところまでの情報はわかっているところでございます。詳細については後ほど調べてご案内させていただきたいと思っております。申し訳ございません。

○**教育長** では後ほどということで。そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それではお諮りいたします。議案第24号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**教育長** それでは異議なしと認め、議案第24号については原案のとおり可決といたします。

続きまして、お諮りいたします。議案第25号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**教育長** 異議なしと認め、議案第25号についても原案のとおり可決といたします。

引き続きまして議案第26号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 異議なしと認め、議案第 26 号についても原案のとおり可決といたします。

引き続きまして議案第 27 号「葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

学務課長、お願いします。

○学務課長 それでは議案第 27 号「葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」についてご説明いたします。

別添の条例案について、異議のない旨を区長に回答したいと考えております。

2 枚、おめくりいただきますと新旧対照表がございますので、そちらをご覧ください。新旧対照表の右側が改正案、下線部が改正箇所でございます。改正の内容でございますが、従前より本条例の内容は国の公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める制令及び東京都の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例に内容を合わせているところでございます。

昨年の 12 月、この都条例に規定する補償基礎額が改定され、本年 3 月、制令に規定する介護補償の限度額が改正されたことに伴い、区条例第 4 条第 2 項の別表に定めている補償基礎額表、第 2 条第 1 項の条文の一部改正と、第 2 項で定めている介護補償の限度額の改正と条文の一部改正をするものでございます。

区の条例改正でございますが、新旧対照表の改正案の 2 ページ、3 ページの第 12 条各号の下線部分の条文及び金額。そして 5 ページの第 4 条関係別表の下線部の金額の表示でございます。なお 4 ページの付則の施行期日につきましては、公布の日からでございます。そのほか取扱いについての経過措置を設けてございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。それではただいまの件について、ご質問等ありましたらお願いします。よろしいですか。都に合わせるということですので。

それではお諮りいたします。議案第 27 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは異議なしと認め、議案第 27 号について原案のとおり可決といたします。

次に議案第 28 号「葛飾区立小松中学校給食用厨房機器の買入れに関する意見聴取」について説明をお願いします。

学務課長。

○学務課長 それでは議案第 28 号「葛飾区立小松中学校給食用厨房機器の買入れに関する意見聴取」についてご説明いたします。

別添の契約締結案について、異議のない旨を区長に回答したいと考えております。

2枚目に提出議案がついてございます。内容につきましては、さらに1枚おめくりいただきまして、参考資料をご覧ください。

まず2の目的・概要でございますけれども、小松中学校の改築にあわせて、必要となる厨房機器一式の買入れを行うものでございます。次に3、買入れ機器及び厨房機器配置図がございます。おめくりいただきまして、別紙1の買入れ機器でございます。検収・食品庫、下処理室、調理室、アレルギー調理室、配膳室、洗浄室の各室に食器食缶洗浄機、真空冷却機、スチームコンベクションオープンなど、114点の機器を購入するものでございます。

配置につきましては、次の別紙2の厨房機器の配置図のとおりでございます。

参考資料の1枚目にお戻りいただきまして、4の買入れ金額でございます。5,643万円でございます。次に5、買入れの相手は板橋区の株式会社プロスでございます。次に6の納期は令和2年2月28日でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの件について、何かご質問等ございますか。

齋藤委員。

○齋藤委員 目的・概要のところ、必要となる厨房機器ということだったのですけれども、改築にあわせてこういう機会に必要となるというと、どういう内容なのかということが気になります。給食のメニューが多様化したり、提供したほうがいいという要請があったり、いろいろとあるらしいのですけれども、時代の要請もいろいろとあって。そういうのに対応できるという意味の必要なものなのか、改築だから買い替えたというだけなのか。どういう考えでこの機器をそろえたのかというところの説明がもう少しほしいなと思ったのですけれども。

○教育長 学務課長。

○学務課長 今回の機器の買入れはお話があったとおり、改築にあわせて通常の学校で使用するものを購入したということがまず大きなところです。ただ、一部違っているのは、機器というよりもアレルギー室とか、そういう現在の学校給食に求められる対応の部屋を設けて、新たにそこで調理をするような構造にしたというのが大きな特長でございます。

機器については、通常使われているような機器、時代とともに新しい、環境に配慮とかそういうものに対しての購入という形になっております。

○教育長 齋藤委員。

○齋藤委員 給食の要望として、多様な国の料理をつくるとか、いろいろな対応をしたときに、これまでの機器では十分にできないというような状況があったみたいなのですけれども、この機器では、そうしたいろいろな給食のメニューへの対応ができるものなのかどうかというのが、気になるところの一つなのです。あと給食のアレルギーって言いましたけれども、これ直接関係ないかもしれないけれども、エピペンとってアレルギーのときに打つものがありますけ

れども、この話とは違うが関連して申し上げますと、別の区では、常に学校の中に配置しているところがあるのですが、葛飾区はエピペンに対する対応がどういうふうになっているのかと。ちょっと今話が出て気になったので、それについても知りたいと思いますので、お願いします。

○教育長 学務課長。

○学務課長 まず、機器なのですけれども、確かに各国の料理などをつくっているような状況がございまして、そのつくり方に合わせた機器が今必要かと思えますけれども、大体は今回入れているような機器の中で、対応可能なものではないかと理解してございます。

それと、2点目のアレルギーに対するエピペンなのですけれども、まず学校に入学する際に、食物アレルギーがあるかどうかを管理指導票というものを提出していただいてアレルギーには対応しています。そういうときの対応として、ご自分でエピペンを学校に預けて、そういう症状が出たときにはそのエピペンを打つというような対応をしているというような状況でございます。

○教育長 齋藤委員。

○齋藤委員 そうするとアレルギーのある家庭の人がエピペンを預けると感じ。それは学校には置いてあるという形か、子どもが持っている、学校の中のどこかにあるということですよ。

○教育長 学務課長。

○学務課長 管理指導票で先ほど言いましたとおり、食物アレルギーがあれば学校にそのエピペンを預けます。一般的には養護教諭が管理する形になっております。症状が出れば、すぐ保健室に行って、そのエピペンを打つというような対応をしている状況でございます。

○齋藤委員 わかりました。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

日高委員。

○日高委員 よろしいでしょうか。食の安全上、やはりアレルギー対応などというのは大変大事だろうと思います。問題は、これは小松中学校ですが、他の学校というのはどういう対応をとられますか。このアレルギー対応というのは、どういうふうにされるのですか。

○教育長 学務課長。

○学務課長 今回、給食室そのものにアレルギー室を設けたというのは区内で初めてです。ただ、一般的に、アレルギーを持っている児童・生徒がいる場合は、管理指導票で特定の例えばピーナッツとか、あとは小麦とかという状態がわかりますので、基本的には調理の途中でその原因となる物質を除く除去食というのがあるのですが、それをまず提供するというような仕組みになっています。

どうしても学校給食の中でそれに対応することができない場合は、最終的にはご家庭からお

弁当を持ってきていただくというのが、区内の小・中学校の給食での対応という形になってございます。

○日高委員 なるほど。ありがとうございます。

○教育長 塚本委員。

○塚本委員 今、日高委員がおっしゃった今回のそういった意味での導入の起点であるということなので、そこで得られた情報はぜひほかの学校や学校給食を取り入れられているところにも情報発信をして、こんなケースがあったのだという情報を共有していただきたいのが一つと、保護者などによっては、そこまで、自分の児童・生徒を、子どもさんがアレルギー体質であるというのをまだまだ気がつかない部分もあろうかと思うのですね。例えば遊びの中でのおやつの中からもらってきてしまったとか。エピペン最後の砦なのですが、やはり使うようになったときはかなり重篤な状態ですから、そういうものの情報の共有と発信は、この機会にぜひお願いしたいと、お願いごとです。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、特に質問がないようですので、お諮りいたします。議案第28号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第28号については原案のとおり可決といたします。

次に議案第29号「葛飾区郷土と天文の博物館常設展示室展示物製造等委託契約締結に関する意見聴取」について、上程いたします。

それでは説明のほうをお願いいたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長 それでは、私のほうから議案第29号「葛飾区郷土と天文の博物館常設展示室展示物製造等委託契約締結に関する意見聴取」をご説明いたします。

本件について別添の契約締結案のとおり、異議のない旨を区長に報告したいと考えておるところでございます。

1枚、めくっていただきますと議案がついてございます。もう1枚、めくっていただきますと参考資料として契約締結についてという資料がございますので、そちらのほうで内容を説明させていただきます。

まず1の目的でございます。この施設は平成3年7月に開設したものでございますので、2階に設置されている常設展示につきましては、展示機器の老朽化や情報の旧態化などの問題がございますため、常設展示室の一部を改修するものでございます。改修に当たりましては、これまでのテーマ別展示から、古代から近代へと時代ごとの編年展示とするほか、デジタル情報の活用やバリアフリー化を行うものでございまして、さらに展示品をこれまでより見やすくす

るための照明や展示ケースを更新するものでございます。訪れた来館者の方に、葛飾区の歴史や文化をわかりやすく、興味をもっていただける展示室にすることが目的でございます。

2番の委託の概要でございます。(1)の履行施設につきましては、ご案内のように郷土と天文の博物館でございまして、(2)の場所でございますけれども、常設展示室の一部といたしまして、「かつしかと水」、「かつしかのあゆみ」のエリアを改修するものでございます。

契約金額は合計の欄で2億400万円で、これが契約金額となっておりますけれども、本件2カ年の債務負担行為を設定してございまして、今年度、令和元年度につきましては1億3,464万円、令和2年度につきましては6,936万円でございまして、合計で2億400万円の契約金額となっております。契約の相手方は東京都墨田区両国二丁目でございます中村展設株式会社で、履行期間は契約締結の翌日から令和2年5月31日までとなっております。

改修に伴いまして令和元年10月初旬から、常設展示室を全て閉鎖するものでございまして、リニューアルオープンは令和2年7月を予定しているところでございます。

(6)の主な整備内容でございます。まず①の編年による展示でございます。「葛飾区の歴史と文化」を、収蔵資料を中心に古い時代から「古代・中世」、「近世」、「近代」と順を追ってたどる展示を基本とするものでございます。②のデジタル情報を駆使した展示といたしましては、展示をよりわかりやすくするため、また的確に伝えるために、デジタル情報とするものでございます。③の資料の更新が可能な展示ということでございまして、豊富な収蔵資料や社会情勢に対応するため、一部の展示エリアは固定展示ではなく、展示の更新がしやすい展示機器と情報の更新が可能な展示とするものでございます。裏面をご覧ください。④のユニバーサルミュージアムをめざす展示といたしまして、子どもから大人まで、誰もが見やすくわかりやすい展示とし、段差のあった場所についてはバリアフリー化を行うものでございます。

3のイメージ図でございますけれども、次ページ以降、常設展示室のイメージ図をつけてございますので、ご覧おきください。その他といたしまして、まず(1)で、特別企画展示室及び体験学習室の一時閉鎖でございます。常設展示室の改修に伴いまして、展示資料の仮置場として特別企画展示室及び体験学習室を使用するため、改修期間中は両室を閉鎖し、特別展、企画展の開催を休止するものでございます。(2)の天文分野でございますけれども、プラネタリウム及び天文展示室、天文観測室は常設展示室の改修の影響を受けないものでございますので、通常どおり公開いたします。

(3)番、区民へのご案内の方法でございます。常設展示室の改修工事及び特別展などの休止につきましては、広報かつしかのほか、博物館のホームページや区の公式ホームページ、SNSなどによりご案内したいと考えてございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

○教育長 それでは、何かこの件についてご質問等ございますか。

齋藤委員。

○齋藤委員 これも指名競争入札なのですからけれども、よくこうした展示とか、内容をどうするかというときにはプロポーザルをやるのですけれども。いろいろな提案をしていただいて「これいいね」というので、決めていくというやり方もありますよね。今回はどうなのかということ指名競争入札になっているので、仕様書がきちっとして、あとは幾らでできるのかという形の指名競争入札をとったのか、いろいろなアイデアを出していただいてやるほうがいいというのは、そういうデータがもらえて、それが区の資料として蓄積されて、「こういう展示ができるのだな」というような情報がいっぱいたまってくる場所もありますので、プロポーザルのよいところもあるのですが、今回は指名競争入札にしたという背景については、どのようにお考えなのでしょうか。

○教育長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 昨年度ですけれども、常設展示室の展示設計を委託してございまして、こういった成果物がございまして。これに基づきまして入札をかけたものでございまして、これどおりやっていただくというふうになってございまして。この設計をする際に、この設計をしたのは乃村工藝社というところなのですからけれども、そちらと私どもの学芸員が綿密に打ち合わせをしながら設計をしたという経緯がございまして、今回、施工にあたりましてはプロポーザルをけななかったということでございます。

○齋藤委員 わかりました。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは特に質問等もないようですので、議案第 29 号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 特に異議なしと認め、議案第 29 号については原案のとおり可決といたします。

次に議案第 30 号「葛飾区奥戸総合スポーツセンター体育館大小体育室天井改修その他工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程いたします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは議案第 30 号「葛飾区奥戸総合スポーツセンター体育館大小体育室天井改修その他工事請負契約締結に関する意見聴取」につきまして、ご説明させていただきます。

本件は 2 枚目にございます契約締結案につきまして、異議のない旨を区長に回答いたしたく、よろしく願いいたしたいと思っております。

恐れ入りますが、3 枚目の資料をご覧ください。参考資料となっておりますので、こちらでご説明させていただきます。まず目的といたしまして奥戸総合スポーツセンター体育館大小

体育室につきまして、建築基準法施行令に基づき改修を行うとともに、アーチェリー場及び弓道場の改修を行うものでございます。次に2の工事概要でございます。(1) 工事箇所は、奥戸七丁目17番1号、奥戸総合スポーツセンターです。(2) 契約金額は1億8,920万円。(3) 契約の相手方は新小岩三丁目11番7号、株式会社田辺工務店です。(4) 工期は契約締結日の翌日から令和2年3月6日まででございます。

(5) の工事の内容でございます。まず天井改修工事といたしまして、大小体育室の既存ワイヤーメッシュ天井を撤去し、新たに天井落下防止ネットを新設するものでございます。次にカーテン改修工事といたしまして、大小体育室の既存電動・手動カーテンを撤去し、新たに設置するものでございます。次に防水改修工事といたしまして、屋上にございますアーチェリー場の既存の人工芝を撤去し、ウレタン系塗膜防水を新設いたします。次に防矢ネット改修工事としまして、アーチェリー場の防矢ネットを撤去し、新たに設置するものでございます。最後に石綿含有建材除去工事です。弓道場の既存のたてどいエルボの石綿を撤去し、撤去した部分を復旧するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○教育長 それではただいまの説明について、何かご質問等ございますか。

塚本委員。

○塚本委員 工事の概要をご説明いただきまして、ありがとうございました。特に工事内容の中のこの項目ですけれども、カーテン改修工事とお答えいただいたのですが、大小体育室の既存の電動・手動カーテンを撤去し、新設するというのは、これは従来どおりの既存の手動と電動を混在したものなのか、むしろ時代に即応した電動というものになるのか、その辺の含みがあったらお教え願いたいと思うのですが。

○教育長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 電動カーテン、現在故障している箇所等がございまして、それを新たにつけかえるというところと、手動カーテンにつきまして、やはりそのまま手動で残す予定でございます。

○教育長 引き続きということですね。そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

特に質問等もないようですので、それではお諮りいたします。議案第30号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 よろしいですか。異議なしと認め、議案第30号については原案のとおり可決といたします。

以上で議案等8件を終了といたします。引き続きまして報告事項等に入ります。

報告事項等1「令和元年度学校改築の取組みについて」説明をお願いします。

学校施設整備担当課長。

○**学校施設整備担当課長** それでは「令和元年度学校改築の取組みについて」ご報告いたします。改築を進めている学校について、令和元年度の取組状況を報告するものでございます。

始めに、1の小松中学校でございます。昨年、平成30年2月から新校舎の改築工事を開始し、本年5月には先行してプール棟が竣工いたしました。

今年度は令和2年4月の新校舎での学校運営開始に向けて、工事期間中の学校運営が円滑かつ安全に進められるよう取り組んで参ります。

次に2の本田中学校でございます。平成30年度に屋外プールの解体工事をを行い、本年3月から校舎などの改築・改修工事を開始しています。今年度は、令和2年9月の新校舎での学校運営開始に向けて、工事期間中の学校運営が円滑かつ安全に進められるよう取り組んで参ります。

次に3の東金町小学校でございます。平成30年度に諸室の一時移転のための既存校舎の改修工事をを行い、現在は一部校舎・屋内運動場・屋外プールの解体工事をを行っています。今年度は新校舎の改築工事を開始する予定でございます。

次に4の高砂けやき学園 高砂小学校・高砂中学校でございます。平成30年度に改築基本設計を取りまとめまして、現在は実施設計を行っています。今年度は小学校の屋外プールの解体工事や中学校の屋外プールの改修工事をいまして、仮設校舎の建設を開始する予定でございます。

次に西小菅小学校でございます。平成30年度に一部改築・改修の基本設計を取りまとめ、現在は実施設計を行っております。今年度は改築に向けての工事車両進入路整備工事を行いまして、屋内プール解体工事の実施及び仮設校舎の建設を開始する予定でございます。

裏面をご覧ください。6の水元小学校、道上小学校でございます。今年度は学校評議員、青少年委員、PTA、学校長などの学校関係者及び通学区域の自治町会長などで構成する改築懇談会を年4回程度開催いたしまして、基本構想・基本計画（案）をまとめて参ります。その後、保護者への周知や近隣住民への説明会を経て、基本構想・基本計画を策定する予定でございます。

次に7の二上小学校、よつぎ小学校、常盤中学校、柴又小学校、宝木塚小学校でございます。基本構想・基本計画の策定に向けて、まず日影や高さ制限などの法的条件調査、建築敷地や周辺道路などの現況調査を行う予定でございます。

ご報告は以上です。よろしくお願いたします。

○**教育長** ただいまの報告について、何かご質問等ございますでしょうか。

塚本委員。

○**塚本委員** 質問ではないのですが、ただ今ご説明いただいたように、各校に対するもうすでに説明に入っている部分もございましょうし、ただ、最近ニュースをお聞きしています

と、例のオリンピック 2020 に向けて、オリパラということで、建築の資材等の問題、マンパワーの問題等々、非常に開催そのものが間に合うのかというような部分。それと平日頃、特に学校の増改築というのは非常に時間がかかりますね。一般の感覚では、こういった構想がたとえ 2 年の間に、1 年半なら 1 年半で、個人の住まいであり、いろいろな仕組みがあって、機械等いろいろなところに問題があるのはわかるのですが、特に遅滞なくお願いしたいのは、資材の面とマンパワーのその辺は十分注視しながら、連携をとっていただければと思いますので。地域住民、ものすごく多分期待をされていると思いますのでよろしくお願いいたします。要望です。

○**教育長** よろしいですか。意見、感想ですね。

学校施設担当課長。

○**学校施設整備担当課長** 学校の改築工事ですが、こちらは営繕の部署のほうで担っていただいているところでございます。毎月の進捗状況につきましては、月報という形でわれわれのほうにも報告をいただいているところでございます。ですので、お示ししている学校改築のスケジュール等をしっかりと見合わせまして、きちんと予定どおり建築が進むように取り組んで参りたいと考えているところでございます。ありがとうございます。

○**塚本委員** よろしく願いいたします。

○**教育長** そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは報告事項等 1 について、終わります。

続きまして、報告事項等 2 「令和元年度葛飾区立学校児童・生徒・園児数」についてお願いします。

学務課長。

○**学務課長** それでは「令和元年度葛飾区立学校児童・生徒・園児数」につきまして、令和元年 5 月 1 日現在の状況がまとまりましたので、ご報告いたします。

資料の 1 枚目、左側の「葛飾区教育委員会」とある四角の囲みのあるところをご確認ください。まず①小学校でございます。今年度、児童数が 2 万 617 人。719 学級で、前年度から児童数が 75 人、学級数が 7 学級の増となっております。

次に②中学校の生徒数でございます。今年度、生徒数が 8,463 人、280 学級で、前年度から生徒数が 77 人、学級数が 14 学級の減となっております。小・中学校の合計は記載のとおりでございます。児童・生徒数で 2 人、学級数が 7 学級の減でございます。

次に③特別支援学校、保田しおさい学校の児童数でございますが、16 人で前年度から 5 人の増となっております。次に④幼稚園の園児数でございますが、110 人で前年度から 1 人の増となっております。

囲みの下側から右側にかけて、ただいま申し上げました数値のそれぞれ内訳となっております。

して、①の表、小学校につきましては、通常学級が 681 学級、児童数につきましては 2 万 414 人でございます。その下、特別支援学級でございますが、こちらにつきましては知的学級が 29 学級で 203 人、さらに情緒 1、弱視 1、難聴 1、言語 2 の 5 学級で 41 人でございます。その下の特別支援教室につきましては、850 人で昨年同期比から 83 人の増となっております。また通級の日本語学級につきましては中之台小、松上小、各 2 学級、合わせて 4 学級、児童数 64 人で昨年度より 14 人の増となっております。

次に④中学校につきましては、通常学級が 254 学級、生徒数は 8,317 人でございます。その下、特別支援学級につきましては知的の固定学級が 17 学級で 111 人。情緒の固定学級が 1 学級で 1 人。通級学級につきましては、弱視 1、難聴 1 の 2 学級で 5 人でございます。

その下の本年度から設置しました特別支援教室につきましては、229 人でございます。また通級の日本語学級につきましては新小岩中に 3 学級、生徒数 47 人で、昨年度より 6 人の増となっております。

その下の夜間学級は通常学級が 1 学級でございまして、生徒数は 13 人。それから日本語学級が 2 学級で 21 人でございまして、全体で 3 学級、34 人となっております。

③特別支援学校で、各学年の人数は記載のとおりでございます。

④は幼稚園で、こちらも各園、各年齢の幼児数は記載のとおりでございます。

最後に児童・生徒数、学級数の年度別比較を記載してございますので、ご確認いただければと存じます。

また次ページ以降、3 ページにわたりまして、各小・中学校の内訳を記載してございます。参考までに申し上げますと、裏面の小学校のほうでございますが、こちら 7 番の上千葉小学校、次のページの 48 番、花の木小学校が、児童数 700 人を超えるいわゆる大規模校となっております。一方で 29 番の木根川小につきましては、児童数が 150 人を下回っている状況でございます。

それから最後のページ、中学校ですが、こちらも 2 番の金町中学校、23 番の葛美中学校が 500 人を超える大規模になってございます。一方で 8 番の中川中学校、11 番の双葉中学校が 200 人を下回っているような状況でございます。詳細につきましては、後ほどご覧いただければと存じます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、何かご質問等ございますか。よろしいですか。

では特にないようですので、報告事項等 2 については終わります。

続きまして、報告事項等 3 「青戸小学校・中青戸小学校の通学区域の変更について」お願いします。

学務課長。

○**学務課長** それでは「青戸小学校・中青戸小学校の通学区域の変更について」ご説明いたし

ます。

まず1、変更事由でございます。青戸小学校の通学区域内に平成25年6月、大規模マンションが竣工し、青戸小学校の児童数の増加が続いております。

この対応として、平成30年度に青戸小学校の敷地内に普通教室3教室と学童保育クラブ1室の校舎を増築しましたが、更なる児童数の増加対応として、青戸小学校の一部の通学区域を中青戸小学校の通学区域に変更するものでございます。おめくりいただきまして、別紙1は青戸小学校と中青戸小学校の現在の通学区域図でございます。その次の別紙2が変更後の通学区域(案)でございます。

1枚目にお戻りいただきまして、2、学級数と児童数の推移でございます。このように通学区域を変更することによりまして、青戸小学校及び中青戸小学校の学級数と児童数の推移の見込みは次のとおりでございます。なお、児童数は令和元年5月1日の児童数をもとに、各通学区域内の住民基本台帳登録者を各年度の新入学生として推定したものでございます。(1)青戸小学校は令和4年度に最大23学級、746人と見込まれまして、令和7年度には22学級、696人と推定しております。(2)中青戸小学校は年度ごとに児童数が増加傾向となりまして、令和7年度には20学級、652人と推定されております。

裏面をご覧ください。3、通学区域の変更時期でございます。青戸小学校の一部の通学区域を中青戸小学校の通学区域に変更する時期は、通学区域を入学指定校として就学通知書を送付する事務手続に合わせまして、令和元年10月1日といたします。

次に4、保護者への周知でございます。青戸小学校・中青戸小学校の通学区域の変更となる区域に在住する新1年生の保護者に対しましては、これは6月下旬を予定してございます「葛飾区立学校の通学区域等に関する規則」改正後、速やかに周知する予定でございます。

次に5、今後の対応でございます。青戸小学校の普通教室数は、本校舎17教室と平成30年度に増築した校舎3教室の合計20教室でありまして、令和3年度からの普通教室の対応につきましては、引き続き検討していくこととなります。また中青戸小学校の普通教室の対応、最大20学級につきましては、特別教室の転用により対応することとなります。

次に6、中学校への対応でございます。青戸小学校、中青戸小学校の通学区域の全てを通学区域とする青戸中学校も生徒数の増加が見込まれます。この対応としましては、生徒数の推移を年度ごとに確認しながら、特別教室の普通教室への転用、通学区域の変更など必要な対応を検討していくこととなります。

私からの説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの説明について、何かご質問等ございますか。

大里委員。

○**大里委員** 確認をしたいのですが、兄弟が既に在籍している場合は、下のお子さんは同じ学

校に通えるでしょうか。

○教育長 学務課長。

○学務課長 兄弟が通っている場合は、指定校変更届けを出していただければ、お兄さん、お姉さんの通っている学校に通えるという形になります。

○大里委員 わかりました。

○教育長 大里委員。

○大里委員 通学区域の変更に伴って、通学路も変わってくる場所もあると思いますので、通学路の安全、安全な道を通学路として確保していただくということをお願いしたいと思えます。

それから、防犯カメラが設置されているかと思うのですが、もし通学路の変更があれば、それに伴って防犯カメラも、例えば移動するというのも考えていただけるのかと思います。

そして保護者・地域の方々には十分に理解をいただくようお願いしたいと思います。

○教育長 それでは、教育総務課長。

○教育総務課長 通学路に関しましては、学校から案を出していただいて、われわれのほうで決定していくことになります。今、ご指摘がありました防犯カメラについては、おっしゃるとおりに変わっていきますので、そちらについても学校と協力して参りたいと思えます。

○教育長 学務課長。

○学務課長 保護者の理解につきましては、特に今回は通学区域が変更になる方については、個別にご通知を差し上げて、ご理解をいただきたいと考えてございます。

○大里委員 お願いいたします。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

塚本委員。

○塚本委員 歴史的な背景と申しましょうか、両学区のところの、既に以前の段階では歴史がある古い町会がございました。ところが後から環状7号線というのができた経緯がありますので、多分、課長時代に総務課長も地元地区で大分ご苦労された。そういう実績で今、大里委員がおっしゃったようなご兄弟の特例ですとか、いろいろな選択肢があるということで、その辺の理解を十分、地元住民の方のご理解を得られた結果のご提示という理解でよろしいでしょうか。

○教育長 学務課長。

○学務課長 この件につきましては、いま、お話のとおり、地元の方とのいろいろなご意見を承る場を設けて、数回にわたって協議して、最終的にこのような形になったというものでございます。

○塚本委員 それと同時にやはり子どもの通学上の安全ということ。先ほど各委員がおっしゃ

ったとおり、いま一度お願いしたいと思います。

以上です。

○教育長 望月委員。

○望月委員 青少年育成地区委員会の関係で、学区域が変わると地区委員会の地区割りが変わるかどうかというのもこの部分では検討したのかどうか。お願いしたいと思います。要するに19地区があるじゃないですか、それが、学校が変わる、行く人数が変わると地域が変わる場合があるのですよね。それが検討されているかどうかというのを、ちょっと教えていただければと思います。

○教育長 地域教育課長。

○地域教育課長 青少年育成地区委員会の地区割りについては、連合町会の地区割りと同じというのが現状でございます、学区域が個々に変更になったことによって、それによって地域割りが変わることはないという認識でございます。

○望月委員 統合により変わった場合に、場所によってはいろいろと問題が出てきた場合があったので、ちょっと心配したのですけれども。

○教育長 ここは一つの地区委員会ですから、その問題はない。

○望月委員 そうですか。

○教育長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは報告事項等3については終わります。

引き続きましては、報告事項等4「平成30年度葛飾区立小・中学校卒業生の進路状況について」をお願いします。

指導室長。

○指導室長 「平成30年度葛飾区立小・中学校卒業生の進路状況について」ご説明をさせていただきます。

まず1でございますが、平成30年度葛飾区立小学校卒業生、平成31年3月卒業の進路状況になります。この数字でございますが、令和元年5月1日現在の公立学校統計調査をもとに、この数字を出させていただいております。まず卒業生総数でございますが、3,323人。そのうち、3,323人全てが進学をしております。そして都内、都外、その他ということで分かれています。都内に3,225人、そのうち公立・国立・私立という形で進路先が分かれています。公立に2,844人、そのうち、葛飾区立中学校に進んだのが2,781人、約84%でございます。そして葛飾区立以外の中学校、都立中学校と特別支援学校という形になります。そして、葛飾区立中学校につきましては、校区内に進んだ者、校区外に進んだ者という形で数字を出させていただいております。

裏面をご覧ください。こちらに過去5年の推移について載せさせていただいております。ま

ず卒業生総数でございますが、平成 26 年度には 3,451 人ということでしたけれども、若干、下がっている、要は減少している傾向がわかると思います。

そして、葛飾区内でございますけれども、先ほどもお話ししました 2,781 人が葛飾区内に進学しておりますが、その割合でございます。83.69%ということで、29 年度と比較しますと若干上昇している状況でございます。そして校区内の中学校に進学した割合でございますが、2,588 人ということで、77.88%。29 年度と比較しますと、これについても校区内の中学校を選んでいる割合がふえていることがわかります。反対に校区外の学校につきましては、8.07%から 5.81%ということで減少している傾向でございます。

もう 1 点、私立中学校でございますが、今年度、平成 30 年度 378 人、約 11.38%でございましたが、29 年度 417 人、12.80%ということですので、私立中学校を選んだお子さんも減少しているというような状況でございます。

次に 3 ページ目でございます。平成 30 年度葛飾区立中学校卒業生、平成 31 年 3 月卒業の進路状況についてご報告をさせていただきます。

まず卒業生総数につきましては、2,968 人でございます。そのうち進学、就職、職業教育機関等、在家庭者、その他ということで分かれておまして、進学をした者については 2,913 人、98.15%でございます。そして進学した者のうち、公立、国立、私立と分かれております。そして、そのうちから高等学校の全日制課程を選んだ者、定時制課程、通信制課程。そして高等専門学校、特別支援学校ということで分かれております。

裏面をご覧ください。こちらに小学校と同様に中学校の卒業生についても過去 5 年の数字を比較しております。卒業生の総数につきましては、おおむね横ばいになっているのかなと思っております。進学につきましても、平成 30 年度につきましては 98.15%ということで、これにつきましてもおおむね横ばいかなと考えております。そして、国立、公立、私立でございますけれども、私立につきましては平成 30 年度 1,019 人でございますが、29 年度からは横ばいなのですが、28 年度から若干上昇して横ばいになったという状況でございます。全日制高等学校の全日制課程につきましては、2,657 人、91.21%ということでこれについても昨年度と比べ上昇傾向にあると考えております。そして定時制課程につきましては、若干減少している。そして通信制課程について上昇傾向にあるというような傾向がございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします

○教育長 それではただいまの説明について、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

塚本委員。

○塚本委員 一つだけよろしいでしょうか。聞きたいのは 3 ページ目でしょうか。最後、中学生の進路状況というところで、在家庭者 22 名、その内訳の進学希望。これは言葉は悪いのです

けど、中学浪人というような格好なのか、進学ができなかったという判断をしてしまっているのか。

○教育長 指導室長。

○指導室長 委員ご指摘のとおり、進学希望6人につきましてはまさに進学を希望する者となっております。残念だなど思っておりますが、頑張っているところでございます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項等4を終わります。

続きまして、報告事項等5「長期休業期間中の学校閉庁日の設定について」をお願いします。

指導室長。

○指導室長 長期休業期間中の学校閉庁日の設定につきまして、ご説明をさせていただきます。

本年3月に策定をいたしました、葛飾区立学校における働き方改革推進プランにおける取組みの一環といたしまして、長期休業期間中の学校閉庁日の設定を実施するものでございます。

1、実施内容でございます。学校閉庁日を設定し、当該期間中は部活動等の教育活動は原則実施しないことにいたします。教職員につきましては、当該期間を活用し、休暇の積極的な取得を勧奨いたします。

実施期間でございますが、令和元年8月13日火曜日から令和元年8月16日金曜日までとなっております。土曜日、日曜日を含めると長期の休暇という形になるかと思っております。

保護者への周知でございます。区のホームページや広報かつしかで周知するとともに、学校を通じまして、保護者の皆様へ周知を行って参りたいと考えております。

4、その他でございます。閉庁日とは申しますけれども、学校施設開放や学童保育クラブ等の区民利用につきましては平常どおり実施するものでございます。各学校を通じて、そのあたりはしっかり周知を図って参りたいと考えております。

ご説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明について、何かご質問等ございますか。

日高委員。

○日高委員 働き方改革として、こういう方策を用いたということは大変すばらしいなと思います。また、実施期間がちょうどお盆の最中ですよ。このあたりは気分的にも休めるのではないのでしょうか。そういう意味でも工夫があっているなと。

そこで一つお伺いしたいのですが、他の区や市というのは一体どのような動向になっているのですか。

○教育長 指導室長。

○指導室長 学校閉庁日につきましては、近隣と東京都の区等の状況でございますが、昨年度から実施している区もございます。中には長期休業中ということで、夏休みお盆期間だけでは

なくて、年末年始のところでは1日ずつ入れたりという区もあつたり、ちょうど国の方針、都の方針が昨年度ということもありましたので、本区と同じように今年度から実施を計画している区も非常に多いかなと考えております。

○日高委員 ありがとうございます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項等5については終わります。

続きまして報告事項等6「令和元年度学童保育クラブ入会状況について」をお願いします。

放課後支援課長。

○放課後支援課長 それでは報告事項等6「令和元年度学童保育クラブ入会状況について」ご説明をさせていただきます。

資料をご覧ください。初めに1の全体でございます。公立、私立合わせた入会者数の合計が4,775名でございます。2の公立学童保育クラブでございますけれども、前年の平成30年度からは一つ減りまして、22学童保育クラブで、入会者数は1,153名でございます。

裏面の2ページをご覧くださいと思います。3の私立学童保育クラブでございます。こちらは平成30年度からは1施設ふえた66学童保育クラブでございます。入会者数でございますけれども、3,622名となっております。

なお、平成31年4月1日現在、入会できずに引き続き入会を希望している児童数については、240名ということになってございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長 それでは、ただいまの報告について、何かご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、特にご質問等もないようですので、報告事項等6については終わります。

引き続きまして、報告事項等7「学校施設を活用した放課後子ども支援事業の進捗状況について」をお願いします。

放課後支援課長。

○放課後支援課長 それでは、報告事項等7「学校施設を活用した放課後子ども支援事業の進捗状況について」ご説明をさせていただきます。

資料をご覧ください。初めに1の内容でございます。全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる環境を各小学校内に整備していくに当たりまして、新たな施設整備等について、進捗状況をご報告させていただくものでございます。

まずは2の施設整備でございます。現在、学童保育クラブが未設置の金町小学校と清和小学校に整備して参りたいと考えてございまして、開設につきましては令和4年度を予定しているところでございます。

次に3の受け入れ拡大の取組みでございます。受け入れの拡大に当たりましては、面積をふやす必要がございます、一つは半田小学校でございますけれども、学校内の部屋、約60平方メートルで、活用して受け入れの拡大を図って参ります。もう一つは東金町小学校で、こちらは改築に伴いまして、約50平方メートルでございますけれども、面積を拡大いたしまして受け入れの拡大を図って参りたいと考えてございます。

最後に4の新たな取組みでございます。夏季休業期間中の小学校におきまして、児童が自主的に活動する場を提供し、見守りを行うといったことを試行で実施して参りたいと考えているところでございます。

(1) 実施日時でございます。期間は土曜・日曜・祝日を除きます令和元年7月22日月曜日から同年8月30日金曜日までで、時間は午前8時半から午後5時までを予定しているところでございます。

(2) の実施予定校でございます。3校程度で実施していきたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの報告については、何かご質問等ございますでしょうか。

大里委員。

○大里委員 夏季休業中の実施についてなのですが、見守りを行う人というのは、どのような人を考えているのでしょうか。

○教育長 放課後支援課長。

○放課後支援課長 見守りを行うという形で、現在、保育士であるとかそういう資格を持った人に限るわけではなくて、一般の誰でもという形で考えています。現状では臨時職員の方、事業としては委託にするのか、そういったことも検討はしているところでございますけれども、学生の方を活用したりということも考えて事業を実施していきたいと考えているところでございます。

○教育長 よろしいですか。

大里委員。

○大里委員 わかりました。先ほどの学童保育クラブの待機児童、240人ということもありますし、普段は子どもが学校に行っている間に働いている保護者の方というのはたくさんおられると思います。夏季休業中の需要はあると思いますので、ぜひ今後の推移、どのぐらいの需要があるかということも見ていただいて、進めていっていただきたいと思っています。

○教育長 塚本委員。

○塚本委員 今回のご提案、進捗状況ということで、特に4番で新たな取組み、3校程度を予定してということでございますけれども、現状、総枠でご覧になっていて、充足率というか、

対象となる子どもたちが現時点で何割ぐらい恩恵に浴しているのか。待機の問題を含んで、ざっくりでよろしいのですけれども、地域性、その他もあろうと思うのですが、具体的な数値でなくともある程度、総体的にはこの辺の充足率、地域によってあるのかなという。ちょっと愚問かもしれませんが、感想だけお聞かせください。

○教育長 どうですか。

放課後支援課長。

○放課後支援課長 今、委員からお話がありました充足率といいますか、状況でございます。実はこの状況につきましては、昨年度と今年度で比較してどうかということと変わってございます。やはりエリアごとによって、入会したくても結局できなかったということで引き続き入会したいという子どもの数が、昨年度はエリアを全体で見たときに、ほぼ変わらない状況ではありました。大体、均等かというと、特に青戸、亀有、お花茶屋地域におきましては、そういった数というのは比較的多かったのかなと感じておりました。

ただ、今年度は、それが逆転現象で、そのエリアに関しては、若干減ってきている状況で、一方で、水元、東金町のエリアであるとか、柴又、新宿、金町のエリア。こういったところの人数は他のエリアに比べて、これは大幅にということではないのですけれども、10名程度ぐらいはほかのエリアに比べて多いのかなというところで、年度によって、その状況というのは変わっているというのが現状かなと認識しております。

○教育長 塚本委員。

○塚本委員 街のこれからの再開発等も含んだ、あるいは人口動態、特に私がいつも気になるのは、昔からの人口が、今は46万なにがしですか。その中のいわゆる人口構成比ですね。どうしても少子化の問題等もありますので、大規模校、小規模校の問題と、あるいは引いてはこういった子育て支援事業にも長い目で見えていただきながら、展開していただくことをお願いしたいと思います。

感想だけです。

○教育長 放課後支援課長。

○放課後支援課長 ありがとうございます。説明不足になってしまって恐縮でございます。一方で、やはり学童保育クラブと捉えていったときには、やはり面積の基準であるとか、そういう基準に基づいて受け入れの人数も限られてしまっているところがあります。

一方で放課後を支援するという観点でいったときには、学童保育クラブに限らず、現状本区におきましては、わくわくチャレンジ広場も実施してございます。そういった放課後の取組みというものを学童保育クラブだけに限るのではなくて、さまざまな支援という形で考えて取り組んで参りたい。今回、ご報告させていただいている新たな取組み、これに関してはまさに学童保育クラブというものではないものとして支援をして、保護者のニーズ、またお声、そうい

ったものを拾って応えていきたいと考えているところでございます。

○**教育長** そのほか、何かご質問ありますか。よろしいですか。

それでは報告事項等7について終わります。

報告事項等8「鎌倉公園プールについて」をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○**生涯スポーツ課長** それでは報告事項等8「鎌倉公園プールについて」をご説明いたします。

まず趣旨でございます。鎌倉三丁目にございます鎌倉公園は地域の人々が憩い集える公園として改修が予定されているところでございます。この鎌倉公園の敷地内にございます鎌倉公園プールにつきましては、施設の老朽化や利用者数が減少する中で、施設の有効活用を勘案した結果、今後、解体し、当該敷地を公園として整備する予定でございます。

なお、鎌倉公園プールの代替施設といたしまして、東柴又小学校プールを改修して、一般開放するとともに、改修後の鎌倉公園内に親水施設として「じゃぶじゃぶ池」を設置する予定でございます。

次に2の鎌倉公園プールの施設概要でございます。表に記載のとおりでございますが、3段目の建築年でございます。平成4年に建替えを行いまして、築27年経過をしているところでございます。

続きまして3の今後のスケジュールでございます。本年、第3回定例会におきまして、葛飾区体育施設条例の改正案を提出し、鎌倉公園プールの項を削除した上で、11月から3月にかけて、鎌倉公園プールの解体と東柴又小学校プールの改修工事を行いまして、来年7月からは東柴又小学校プールの一般開放を行う予定でございます。

裏面をご覧ください。参考までに東柴又小学校プール改修のイメージ図を載せさせていただきました。プール開放に当たりましては、上の図、少しわかりづらいところですが、浮き輪やビーチボールが使用できるようにして、より遊びやすいプールとして参ります。

また、下の図のとおり、幼児用の簡易プールを設置するほか、日よけを設置し、小さなお子様でも利用できるようにして参ります

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、何かご質問等ございますか。

大里委員。

○**大里委員** 開放日数予定、おおむね25日程度となっておりますが、これは小学校が使用しない日というので大体この日にちということでしょうか。

○**教育長** 生涯スポーツ課長。

○**生涯スポーツ課長** 小学校の夏休み期間、夏季学習教室がございまして、そこを除いた期間で極力開放できるようにしたいと考えております。

○教育長 大里委員。

○大里委員 開放のときには、監視員というような人もつく予定をしていますでしょうか。

○教育長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 はい、監視員も適正な数を確保して実施する予定でございます。

○大里委員 そのあたりはぜひ、入念に準備をしていただいて、安全に利用できるようにしていただきたいと思います。

○教育長 齋藤委員。

○齋藤委員 東柴又小学校のプールを改修して対応するということなのですが、鎌倉公園プールの一番近くのある学校ではなくて、ここになったことは、何か経緯などあるのでしょうか。

○教育長 どうして東柴又小学校かということですね。お願いします。

○生涯スポーツ課長 他に鎌倉小学校、あるいは柴又小学校等があるところでございます。そうした中で、東柴又小学校ですと、プールサイドがある程度広くとられておりまして、こちらでご説明させていただきました幼児用の簡易プール、こういうものを設置できるような条件がございますので、東柴又小学校とさせていただいたところです。なお、距離的には今の鎌倉公園プールから約500メートルの場所となります。

○教育長 一番近いわけではない。柴又が一番近い。

○生涯スポーツ課長 柴又小学校が一番近いところですが、全体的にプールの敷地面積自体が狭いということがございますので、東柴又小学校にさせていただきました。

○教育長 齋藤委員。

○齋藤委員 それはいろいろな話し合いの中で、地元との話し合いでそういう方向でいいということになったのですか。

○教育長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 区として提案させていただきまして、それで行っていくと報告してございます。

○教育長 よろしいですか。そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは報告事項等8については終わります。

続きまして報告事項等9「エンジョイスポーツ2019の実施結果について」をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは「エンジョイスポーツ2019の実施結果について」ご報告させていただきます。

各委員の皆様にもご出席いただきまして、盛大にエンジョイスポーツ2019、開催することができました。誠にありがとうございました。

日時、会場につきましては、記載のとおりでございます。3の参加人数でございますが、8,699

人の参加をいただきました。

詳細は裏面になってございます。裏面をご覧ください。総合開会式、ジュニアエンジョイスポーツの当日教室参加者。シルバーエンジョイスポーツの当日教室参加者につきましては、記載のとおりでございまして、一番右下の令和元年度 8,699 人となっております。昨年度が 5,048 人だったのですが、こちらにつきましては、一旦、表のほうをご覧くださいまして、5 のその他で記載させていただいております。昨年度は陸上競技場が改修工事を行っていたため、総合開会式は大体育室で実施したところですが、今年度は陸上競技場で実施したため、昨年度より 3,600 人ほど多く参加があったということでございます。

4に戻りまして救護ですが、2件ございました。熱中症によるもの、右足首の捻挫によるものでございますが、いずれも軽症でございます。

報告は以上でございます。

○教育長 それでは何か、ご質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、報告事項等 9 については終わります。

引き続きまして、報告事項等 10 「新小岩駅周辺の図書サービスについて」をお願いします。

中央図書館長。

○中央図書館長 「新小岩駅周辺の図書サービスについて」ご報告いたします。

1 の経緯のところに記載いたしました新小岩地域の図書サービス機能につきましては、当初令和 3 年度末に開設予定の新小岩北地域に複合施設を整備いたしますので、この中に設置をということで、これまで取り組んで参りました。

このほど、JR 東日本が新小岩駅南口に駅ビルを建設するという計画の概要が知らされて参りました。したがって、より区民の利便性の高い新小岩駅の南口の駅ビル内に、図書サービスを提供する方向で、今後、検討して参りたいと考えてございます。

場所につきましては、現在、建物といたしまして、6 階の駅ビルを予定してございます。この 6 階部分を行政サービスとして施設を整備していく計画で、現在調整が進んでございます。その中に図書サービスコーナーを入れて参りたいというところです。

スケジュール案を 3 として示してございますけれども、今年度、駅ビル内の行政サービス施設の事業概要を決定して参りますので、その中で具体的に示して参りたいと思います。

また駅ビルの工事時期については、現在はまだ調整中でございます。新小岩北地域の複合施設よりも若干後になろうかなというところでございます。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明について、何かご質問等ございますか。

大里委員。

○大里委員 新小岩北地域複合施設から南口の駅ビルに変更ということですね。実際のところ、

葛飾区民としては南口利用者よりも北側のほうが多いのかなとは思いますが、駅ビルということで駅と直結ということであれば、非常に便利だろうと思います。

ただ、6階というところはかなり上のほうなのかなとは思いますが、慎重に丁寧に進めていただけたらと思います。

○教育長 ご意見ということでよろしいですか。

齋藤委員。

○齋藤委員 この図書サービスの規模はどういう程度の規模のもので、どういうイメージのものを考えていらっしゃるのですか。

○教育長 中央図書館長。

○中央図書館長 現在、6階部分の広さなのですけれども、約1,000平方メートルあるというところで、区といたしましては区民事務所の機能をまず半分ぐらい置いたらどうだろうかということ想定しました。

残った部分につきましては、新小岩地域は非常に外国人の登録が多いことから、外国人向けの行政サービスがそこで展開できないかというようなことも今、話に出てございます。

その中におきまして図書サービスでございますけれども、基本的に、現在はサービスコーナーでございますので、予約本の貸し出し、それから返却、それと利用登録の受付業務。これができる程度ですので、図書の職員としましては2名程度を配置して、一般の閲覧のできる書棚についてはこれから少し詰めていきたいと思っております。

先ほどの外国人向けのサービスを展開するというような区の方の話が出てございますので、若干そういう特色に対応できるような本を置けるかどうかというのを調整して参りたいと思っております。

○教育長 よろしいですか。そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは報告事項等10を終わります。

そのほか、案件とは別に何かご質問、ご意見等ありましたら、お願いします。特によろしいですか。

特にないということですので、これをもちまして、令和元年教育委員会第5回臨時会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会時刻 11時32分